

ふるさと『うるま市』を応援して
ください
ふるさと納税制度について

まちづくり課

☎973-5029

平成20年5月に地方税法の改正により、地方公共団体へ寄附を行った場合、5千円を超える額について、一定の限度内において寄附金相当額が所得税と住民税から控除されます。(ふるさと納税制度)

うるま市では、この制度を広く周知し、地域資源を生かしたまちづくりに生かすために、「ふるさと応援寄附金」を募っております。

ふるさと『うるま市』を離れて活躍されている方々をはじめ、『うるま市』を応援したいと想っている皆さまのご支援をお待ちしております。

寄附の手続きや控除のしくみについては、うるま市ホームページにふるさと納税制度について掲載していますのでご覧ください。

【お問い合わせ先】

ふるさと納税制度及び寄附の方法については

まちづくり課 ☎973-5029
所得税及び住民税の控除については
市民税課 ☎973-5082

新型インフルエンザが今よりさらに感染が拡大し、市内にまん延した場合のごみの回収業務について

環境課

☎973-5594

ごみ収集業者等職員の4割以上が感染した場合、次のようにごみ収集の制限を行う場合があります。その時は市の防災無線でお知らせします。

① 燃えないごみ、有害ごみ等の回収業務は流行が治まるまで延期し、燃やせるごみ、資源ごみの回収を最優先します。



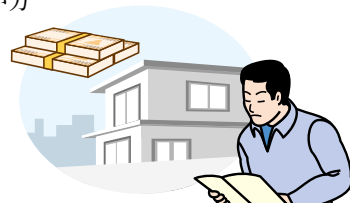
② 粗大ごみの受付・回収業務及び草木の搬入処理、許可業務は流行が治まるまで延期します。

退職によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住宅手当緊急特別措置事業～

国の経済危機対策の一環として、平成21年10月から退職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象に、6月間を限度として住宅手当を支給するとともに、住宅確保・就労支援員による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う「住宅手当緊急特別措置事業」を本市でも次のとおり実施しますのでお知らせいたします。

【支給申請時に以下の7項目全てに該当する方が対象となります】

- ① 2年以内に退職した方
- ② 退職前に、自らの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持していた方
- ③ 就労能力及び常用就職の意欲があり、公共職業安定所へ求職申し込みを行う方
- ④ 住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方(喪失するおそれのある方は次の⑤及び⑥の要件に該当し、賃貸住宅等に入居している方)
- ⑤ 原則として収入のない方。一時的な収入がある場合には、生計をひとする同居の親族の収入の合計が次の金額以下であること。
単身世帯：月収8万4千円 複数世帯：月収17万2千円
- ⑥ 生活をひとする同居の親族の預貯金の合計が次の金額以下であること。
単身世帯：50万円 複数世帯：100万円
- ⑦ 国の住宅喪失退職者等に対する雇用施策による貸付又は給付(就職安定資金融資、訓練・生活支援給付、就職活動困難者支援事業等)、自治体を実施する類似の貸付又は給付等を受けていない方



【住宅手当の支給額は生活保護の住宅扶助特別基準に準拠】

単身世帯：30,800円 世帯員2～6人：40,000円 世帯員7人以上：48,000円

※住宅手当の支給は申請日の翌月からです。

※住宅手当支給期間中は、常用就職に向けた就職活動を行っていただきます。

※住宅手当は貸し主等の口座に振り込みされます。(申請者本人への現金又は口座払いできません)

【事業の実施期間】平成21年10月～平成22年3月

【申請場所】生活福祉課(健康福祉センターうるみん3階) ☎973-4982

【申請受付開始日】10月5日(月)から

※申請には、顔写真の外に本人確認、退職票、収入、預貯金、求人申し込み等を確認する書類が必要です。